

令和3年度 羽生市プレミアム付商品券発行事業 約 款

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 羽生市商工会（以下「商工会」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大による商店街等事業活動の縮小等その与える影響を緩和し、地域における消費を喚起し、市外広域商業施設等への購買流出を防止するによって、市内事業所の売上機会の増加及び売上向上を図り、これらの相乗効果により地域経済の活性化を図ることを目的として、羽生市プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めることによる。

(実施主体)

第2条 プレミアム付商品券発行事業の運営及び管理等は、商工会が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、プレミアム付商品券発行日の令和3年9月1日（水）から換金終了日の令和4年2月28日（月）までとする。

(発行総額)

第4条 プレミアム付商品券の発行総額は、1億2,000万円とする。

(商品券の販売内容)

第5条 プレミアム付商品券は購入する者に対して、当該購入額に20%のプレミアム分を付加した12枚綴り、額面500円券を10枚（A券：全加盟店）と額面500円券を2枚（B券：大型店を除く）を1冊とし、1冊単位で販売する。

※大型店とは、店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗とする。

2 プレミアム付商品券の販売額は、1冊5,000円とする。

(券面表示事項)

第6条 プレミアム付商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額及び期間
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣銭対応
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ その他、表示が必要な事項

第2章 プレミアム付商品券の販売

(購入対象者)

第7条 プレミアム付商品券の購入対象者は、羽生市在住・在勤、おひとり様1回限りとする。

(購入限度額)

第8条 プレミアム付商品券の購入は、1人あたり30,000円（6冊）を限度とする。

(販売期間等)

第9条 プレミアム付商品券の販売期間は、令和3年9月1日（水）から令和3年9月5日（日）までとし、販売時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 プレミアム付商品券がキャンセルなどで販売数20,000セットに達しなかった場合は、引換期日以降に販売する。なお、状況は後日、羽生市商工会ホームページにて告知する。

3 販売所は、羽生市商工会が定めた公共施設とする。

(販売の周知)

第10条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。

- ① 商工会会報
- ② 商工会ホームページ
- ③ 市広報紙
- ④ チラシ配布
- ⑤ その他、周知に有効な方法

第3章 商品券の利用

(有効期限)

第11条 プレミアム付商品券の有効期限は、令和3年9月1日(水)から令和4年1月31日(月)までとし、有効期限を経過したプレミアム付商品券は無効とする。

(利用事業所)

第12条 プレミアム付商品券を利用できる事業所は、次に掲げる条件のいずれかに該当する事業所で、第19条による登録手続きを行った事業所とする。

- ① 市内に事業所又は営業所を有し、羽生市商工会に加入している者
- ② 市内に事業所又は営業所を有し、別に定める登録手続きにより商工会に申し込みを行った者

2 消費の健全な拡大の観点から、風俗関連業種など本事業の目的に沿わないと認められる事業を営む者は、同条各号の規定に関わらず、利用ができないものとする。

(利用制限)

第13条 プレミアム付商品券は、前条で規定する利用事業所の商品及びサービス等の対価として使用できるものとする。ただし、次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は利用対象外とする。

- ① 国税、地方税、使用料等の国や地方公共団体への支払い
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性があり広域的に流通しうるもの
- ③ 便金との換金、金融機関の借り入れ
- ④ たばこ(たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止)
- ⑤ 不動産及び金融商品
- ⑥ 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- ⑦ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条に規定する営業の支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、国・県・市が適当でないと認めたもの

(市内商業活性化対策)

第14条 市内経済の活性化のために、取扱店における使用について次のとおり定める。

- ① 取扱店は、プレミアム付商品券による購入者に対して、値引き販売等のサービス付加を行って、より一層の販売に努めても構わないものとする。
- ② 商工会は、プレミアム付商品券取扱店を取扱店一覧表等で明記し、利用者との問題が生じないように努め、プレミアム付商品券販売時に利用者に対し、プレミアム付商品券と取扱店一覧表等を渡すこととする。

(釣銭)

第15条 プレミアム付商品券取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないこととする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入したプレミアム付商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業が損失を受けた時は、商工会は、不正利用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

(返金請求)

第18条 プレミアム付商品券を購入した者が、購入したプレミアム付商品券のうち、未使用のプレミアム付商品券の金額の返金を申し出た場合においても、申し出には応じないこととする。

第4章 取扱店

(取扱店)

第19条 第12条の規定に該当する事業所は、別に定める「羽生市プレミアム付商品券取扱店登録申込書兼誓約書」(以下「申込書」という。)を商工会に提出し、商工会長の承認を受け、取扱店となる。

(取扱店の募集)

第20条 取扱店募集の周知方法は、商工会会報及び市広報紙等によるものとする。

(取扱店登録手続き)

第21条 プレミアム付商品券の取り扱いを希望する事業所は、申込書を商工会に提出し、商工会長の承認を受けなければならない。また、承認に際して、商工会は、商工会長の承認を受けた当該事業所に、別に定める「羽生市プレミアム付商品券取扱店登録証明書」(以下「登録証明書」という。)を発行するものとする。

(取扱店の責務)

第22条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が有効期限内に商品券を持参した時は、プレミアム付商品券額面分の物品の販売、貸付、サービスの提供を行うこと。
- ② 商工会が配布するステッカーを利用者に見やすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者から受け取ったプレミアム付商品券は、裏面に取扱店等の記載またはゴム印を押印するとともに、プレミアム付商品券をはがすこと。
- ④ 他店の記載または押印があるプレミアム付商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に連絡すること。
- ⑥ プレミアム付商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑦ 取扱店が、自事業所でプレミアム付商品券を購入し、直接換金することを禁止する。
- ⑧ 商工会並びに市が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力をする事。
- ⑨ 本約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(取扱店資格等の喪失)

第23条 取扱店は、第13条及び前条の各号に反する行為が認められた場合、商工会からのプレミアム付商品券の換金拒否、登録の取り消し決定及び損害金の請求等に応じなければならない。

(紛失等の責務)

第24条 利用者から受け取ったプレミアム付商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第25条 取扱店は、登録事項に変更があった時は、速やかに商工会に届け出るものとする。

第5章 換金

(換金期間)

第26条 利用者が使用したプレミアム付商品券を取扱店が換金できる期間は、令和3年9月1日(水)から令和4年2月28日(月)までとし、換金期間を過ぎたプレミアム付商品券は、無効とする。

(換金方法)

第27条 取扱店が、利用者が使用したプレミアム付商品券を換金する場合は、商工会に登録証明書を提示し、別に定める「羽生市プレミアム付商品券換金依頼書」及び取扱店名を記載または押印した使用済みプレミアム付商品券を提出して、換金するものとする。換金方法は、以下のとおり事業者指定口座に振込とする。

- ① 毎月15日締め後、当月末日振込
- ② 毎月末日締め後、翌月15日振込

2 換金は土曜日、日曜日、祝祭日及び商工会の休業日を除く平日の午前9時から午後4時までとする。

第28条 商工会非会員については、換金の際において、額面の4%の換金手数料(20円)を負担するものとする。

第6章 雑則

(商工会の責務)

第29条 商工会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① プレミアム付商品券の発行、売上、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- ② プレミアム付商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- ③ プレミアム付商品券の盗難・紛失が発生した時は、速やかに商工会長に盗難・紛失のあった商品券番号を報告するとともに、取扱店にその旨を通知すること。
- ④ その他、プレミアム付商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第30条 商工会の過失によるプレミアム付商品券の盗難・紛失・滅失は、商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 商工会は、プレミアム付商品券の購入者並びに取扱店が次のことを行った場合は、返還請求その他商工会で審議決定した処置を取るものとする。

- ① 本約款各条項に反する行為を行ったもの。
- ② プレミアム付商品券を担保に供し、または質入をすること。
- ③ その他プレミアム事業の目的に反する行為を行ったもの。

2 プレミアム付商品券発行业についての問い合わせは、次のとおりとする。

発行业主体 羽生市商工会
所在地 羽生市中央3-7-5
電話番号 048-561-2134

3 この約款に定めるもののほか、プレミアム付商品券発行业の実施に伴い必要な事項は、羽生市商工会正副会長が協議して別に定める。

附則

この約款は、令和3年7月1日から施行する。